

### 第3回伊賀市自治基本条例審議会 議事録

<b>開催日時</b>	令和4年1月27日（木）10:00～12:00
<b>開催場所</b>	伊賀市役所5階 全員協議会室
<b>出席委員</b>	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】鞆田自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 - ） 西口 真由（【4号委員】 - ）
<b>欠席委員</b>	藪田きみ子（【2号委員】公募委員）
<b>議事日程</b>	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 改正案について ①人権の視点（第3条第1号） ②新市建設計画終了に伴う条文削除 (第26条第1項第1号、第30条第1項第1号、第35条第1項第1号) ③新たな視点（総合計画、広域連携） ④支所に関する規定（第33条、第37条） (2) 答申について
<b>議事概要</b>	1 <u>開会</u> (事務局) 定刻となりましたので、ただいまから、第3回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。 それでは、事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">★委員解囑の報告</div> 中川委員につきまして、前回の審議会をもちましてご本人から辞職の申し出があり

ましたので、2021（令和3）年12月16日付けで委員の解職をしたことをご報告申し上げます。

#### ★資料の確認

資料の確認をさせていただきます。

事項書の下に資料一覧を記載しておりますが、

〈〈〈 配布資料 〉〉〉

- ・伊賀市自治基本条例審議会委員名簿
- ・資料1 パブリックコメント意見一覧
- ・資料2 伊賀市自治基本条例改正案\_新旧対照表
- ・参考資料1 見直し検討の経過（パブリックコメント\_参考資料）
- ・参考資料2 伊賀市自治基本条例見直し検討について（第1回審議会\_資料3）
- ・参考資料3 伊賀市自治基本条例見直し方針〈一部抜粋〉

資料の過不足がございましたら、事務局へお声掛けください。

#### ★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

#### ★会議成立の確認

会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は、薮田委員から欠席のご報告をいただいております。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただきます。

## 2. あいさつ

（事務局）

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

—会長 あいさつ—

皆さんおはようございます。本日もよろしくお願ひします。前回の審議会後、自治基本条例の改正についてのパブリックコメントを実施していただきました。資料1にあります、パブコメでは32名の方から62件のご意見賜りました。かなりたくさん

のご意見をいただいたなというふうに思っております。自治基本条例の見直し、そして改正について多くの市民の方から関心を持っていただいているということは、大変好ましいことでありがたいことだなというふうに考えております。本日の審議会におきましては、こうしたパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえながら、さらに皆様に審議を深めていただき、また答申案の方向性についてご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行は、会長様でお願いいたします。

(会長)

それでは、改めましてよろしく願いいたします。事項書に沿って議事を進めさせていただくが、この間、審議会において確認してきた共通認識について改めて再確認させていただく。参考資料1から3は、総合計画審議会において自治基本条例について見直しを進めてきた、その成果物、到達点について確認いただく資料である。当審議会が立ち上がり、都合本日で3回目の審議となる。ただ、自治基本条例審議会が設置されてからゼロから検討を始めるということではないので、従来の総合計画審議会から審議を重ねてきたものを踏まえて、その延長線上で当自治基本条例審議会において、継続して審議を進めるというような形をとっているため、この間の経緯も踏まえただご審議をぜひお願いしたいと思う。これが1点目の共通認識。2点目だが、当審議会の守備範囲、所掌事務についてもご説明、ご認識を賜ってきた。当審議会は自治基本条例の見直しを対象としている。従って、例えば、この間の住民自治協議会に関する事項や、さらには支所のこと等については、今回の改正の項目にもなっているが、ただ、そうした支所のあり方等については、この審議会とは別の場で多くの市民の皆様のご意見を伺いながら、審議、検討し、そして一定の結論が得られているところである。当審議会においても、別の場で検討していただいた一定の結論を踏まえながら、では、それをいかに自治基本条例の中に条文化していくかという観点から審議を賜りたいと考えている。では、当審議会においてどのように改正を進めていくか、どのように審議を進めていくかだが、既にこれについても説明させていただいているが、今回の見直し対象となる項目の内、大方多くの方にほぼ異論なく賛同いただけるような改正項目がある一方で、他方で、色々と議論が必要で、慎重で継続的な審議が必要なものもあろうかと考えている。慎重な検討が必要なものについては、急ぎ改正するというのではなく、引き続き継続して審議を続けていきたいというふうに思っている。他方で、大方異論なくお認めいただけるような改正、速やかにでも改正した方が良いのではないかということについて、賛同いただけるようなものについては、今回の改正の対象とさせていただきたいと考えて説明をさせていただき、これについても了承

賜ってきたと思っている。では、以上の点について、皆様と改めて共有させていただいた上で議事を進めさせていただく。

### 3. 議事

#### (1) 改正案について

(会長)

では、(1) 改正案についてご覧いただきたい。この後、事務局からパブリックコメントで寄せていただいた意見の代表的なものを取り上げて説明いただくが、審議としては、今回の改正の対象は大きく4つのポイントがあると考えているので、①②③④の順に沿ってポイントごとに意見を頂戴していきたいと思う。事務局から資料1に基づき、パブリックコメントで寄せられたコメントのうち代表的なものを取り上げて説明いただければと思う。

(事務局)

#### **【資料1】パブリックコメント意見一覧について説明**

(会長)

ありがとうございました。冒頭申しましたように、今回は大方異論なく、かつ改正が速やかに必要、有益だということについてお認めいただけるようなものを改正項目とするということにさせていただいている。パブリックコメントでは多様な意見をいただいております、これはまだ当審議会においても、検討が尽くされていない、今後の課題とすべきだというものも多々あったかと思うので、その点については事務局で、これは今後の検討課題だということについて整理していただき、またお示しいただければと思う。では改正案について、①から④大きな改正の4つのポイントについてポイントごとに意見を頂戴したい。

#### ①人権の視点 (第3条第1号)

(会長)

まず、①人権の視点。前回の審議会においても、特定の差別の原因となるものについて、明記すべきではないのではないか、また明記すべきではないかという意見をいただいております、そうした多様な意見を受けて、私から、パブリックコメントで市民の皆様の意見を伺って、さらに議論を深めましょうということについて提案させていただいた。パブリックコメントで寄せられた意見についてご覧いただき、質問、あるいは感じたこと、意見等についてお伺いしたい。

(委員)

パブリックコメントの意見一覧が事務局から届いたのが25日だ。それで、目を通し

て今日の審議会に意見を言ってくれというのは無理だ。21日にパブリックコメントが終わって、まとめて、今日の次第にも出していただいたが全く目を通せていない。こういうことでは、しっかりとした審議ができない。もう1つは、前回の審議会で、審議された内容が広く市民に伝わっているのか。非常に疑問に思う。疑問に持っている市民の方は、ホームページ等をご覧になって、色々意見をパブリックコメントにも寄せてくれていると思うが、ほとんどの市民はホームページをあけて見ていない。これが現実だと思う。そういう中でこれを進めていくということは、非常に私どもも責任を感じる。もっと広く市民にこのことを示すべきだ。まして、前回の審議会でされた議論をしっかり審議会にも反映し、それから、市民の皆様方にも知らしめる。そして、多く市民の皆さん方の意見を頂戴するというでなければ、せっかくの自治基本条例の改正も値打ちがないと思う。早速にこのことをやるということは無理があるのではないか。また、コロナ禍で、私どももそれぞれの地域の人たちにこのことについては、まだ、きちっと説明ができていない。説明する機会が持てないのが現実だ。皆さん方にきちっとこのことも分かっていた上で進めるということが大事ではないか。私はこのやり方については承服しかねる。事務局は事務局として、もっと汗をかいて、努力して、市民の皆様方にこれを知らせるべきだと思う。今、説明いただいたパブリックコメントの中でも、私が前回、口火を切った内容については、多くの意見が出されていると思う。そのことについて、残すべきだという意見もあろうかと思う。これは当たり前の話だ。しかし、これからの新しい条例を作っていく、新しい伊賀市を作っていく上で何が大切かということを考えれば、これはもう明白に回答が出るはずだ。新しい伊賀市を作る、広域連携も広めていく。そういう中でこの条例がどういう役割を果たすかということを考えれば、このことをもっと事務局として重要視しながら、市民の皆様方に伝えていく。そしてこの条例をきちっと作り上げていかなければならない。私達もそのつもりで、腹を括ってこの審議会に参加しているので、実施したという実績だけでは困る。実施した中身を精査して、いかに市民の皆さん方にこのことを示すか。そしてこれを今度は、意見にもあったが、罰則規定を作るといったところまで、最終的には進んでいかなければならない。それはこの2年間の審議会の間でやれば良いことだと思うが、そこまで考えてやるべきだと思う。

(会長)

おっしゃるとおり大変重要で、私も同感だ。何か事務局から、特に資料の点についてはお詫び申し上げる必要があると思うのでお願いします。

(事務局)

パブコメの意見を集約したものを皆さんに見ていただくのが、どうしてもタイトになったことは申し訳ないが、次の議会の予定も、2月22日開会、2月15日告示ということで大変スケジュールがタイトになっている。前身の総合計画審議会の中でも、事

項書にもあげている主な4つの点について、改正できたらなということ、第4章の住民自治に関する部分については、もう少し皆さんで議論するべきではないかということで、来年度以降も引き続き検討課題だと整理をさせていただいたつもりだ。手続き的な部分でタイトなスケジュールになってしまっていることは、前からも十分私たちも承知していたし、この場を借りてタイトになってしまったことはお詫びしたい。

(委員)

委員がおっしゃることも同感の部分もあったが、日程的な問題は仕方ない。私も全部読めていない。ただ、3月末までに議会にあげなければならないというこの項目、①、②、③、④はそれぞれ意見が分かれる部分に大きく違いが当然あって、①について今、一番意見が分かれている。あと、もう審議を諮ることなく、これは必要ないだろうというものもあるので、手続き上、必要のないものやあまり意見が分かれなようなものについては、早く決裁する。①について、数の問題ではないが、部落差別をはじめとするという文言を削ろうという意見が19件あったと思う。残すべきという意見が10件あったと思う。意見が多い、少ない、の問題ではないが、民主主義は多数決ではなく、少数意見をどれだけ汲み取るのかという部分が一番大事だと思うので、先ほど自治協の方がおっしゃったような、自分の地域でこの大事な問題を十分に話していないではないかということについて、どういうふうにこれから担保していくのかということは、むしろこれは行政というよりこの場にいる人間で、会長も副会長もいるわけだから、決めていく必要がある。そういうことについて、自治協の方が行政にもっとしっかりしろと言うのは、僕も思いますけど、せっかくこういう場が持たれているのだから、住民が行政を責めるようなことについては、本当に怠慢であれば責めても良いが、もう我々がやるべきだと思う。むしろ、逆に先ほどのことは会長、副会長に私は言いたい。できるだけ意見が分かれることについては、先ほど言ったようなことなので、民主主義の原則を達成して市民参加を果たしていこうというこの理念に基づいた条例の改正をするわけだから、この部落差別の問題だけでも意見が分かれていますので、パブリックコメントを書いてもらった人を集めて、一人一人に意見を言ってもらい、十分また我々も意見を言って進めていくべきではないかなと思う。同時並行的に各自治協、自治会の中でこの問題を取り上げてやらなければならないというところは、一定、いつどういう形でやってその意見をまとめるのかということも、全体の中で論議すべき必要があると思うが、最低限このことだけはもうこれで終わってはならないし、パブリックコメントを書いた人、また書けなかった人の意見も集めて、私達委員と一緒に論議する場が必要になると思う。コロナ禍でも、広い会場を使うとか、ZOOMを使う等、併用していくらでもできるわけだから、そういう形でパブリックコメントを書いた人としてしっかり意見交換できるような場は持っていただいた上で、人権の視点という、時間をかけなければいけない問題があって、これは先送りにできないと思うので、そういう方法をとっていただきたい。それ以外の②、③、④について

は、すぐに決裁するような方法を執行部の方でとっていただいたら良いと思う。

(委員)

今、会長が言われた喫緊の課題と、じっくり検討しなくてはならない課題がある。今回はタイトな時間の中で喫緊のものだけを先にやろうとなれば、どうしても整合性のとれない文言等は先にやる。今回、参考資料1の改正内容の②、③、④については、誰が見ても合意を見られる範囲。ただ、①についてもどうしても行政当局がしたいということであれば、じっくり時間をかけてやる。今日できなければ、2月15日までに慎重に審議しなければ帰結してはいけない。もう1つは、反対の立場だが、多様な意見がある案件については、やはり慎重に考えないといけないし、その時に、重要なものは、従前のものが耐えられているのであれば、あまり変えずに、とりあえず置いておくという姿勢が大事かと思う。賛否ある場合には、変に触るのではなく、時間をかけてするために置いておく。それで2月15日に間に合わないのであれば、今度はじっくり考える項目に放り込めば良いだろう。3条についてはとりあえずそのまま置いておく。ただし、重要な課題だから置いておくというような声明なり、表現を答申ではなく、付記か何かの段階で出しておく。そうしないと、私たちも、市民にとっては、これだけパブコメが多いのに検討したのかと言われた時に、これは非常に重要で、賛否や色んな意見があるので慎重に考えたいということを表示すれば、少しはタイトな協議の中では救われる。そういうことであれば、①は置いといて、②、③、④で協議されたらどうか。

(会長)

委員の皆様のお考え、お気持ちを代表、代弁していただくようなお3方のご意見が出たかと思うが、他のご意見あれば伺いたいと思う。もし、ないようならば少し審議の方向性を取りまとめたいと思う。

(事務局)

今、答申の出し方で、提案があったかと思う。前身の総合計画審議会でも、新しい計画を作る時や、今回のこの自治基本条例の見直し方針を固めていく時にも答申をいただいていた。その中でも、意見を付すという形で、付帯意見を付けていただくということは今までもあった。例えば、見直し方針の答申でも付帯意見として、この自治基本条例の見直しとあわせて、市民生活に密接に関わる各支所や各住民自治協議会を含めた住民自治のあり方について十分議論を進める必要があるという意見を付していただいている。こういったことも受けて、今回の見直し検討の途中で、自治のあり方と支所のあり方について検討する場として、行政の中では地域行政と支所のあり方検討の部会を設けて検討を進め、あるいは、自治協議会の皆さん方とも話し合いながら支所のあり方、規定をどうしていくか、支所設置条例をどうしていくかという議論を

進めてきた。そういった手法がとれるようにするためにも、付帯意見ということが、手続きとしては前回もあったということで紹介させていただく。

(委員)

議会の期日までに出さなくてはいけないということは、それは本当にその時間に合わず事が最優先になるのか。内容がきっちりできていないものを、正直にこれからまだ検討中だということも言うても良いのだろう。決議できるものに関しては、ここで決議した、途中経過でこんなことだと、この委員会として正直に示さないと、中途半端なままで出したら、反対に私たちの責任にも関わるので、それは、そのようにした方が良いと思う。

(事務局)

見直し方針の中でも、改正の時期について明記させていただいていて、その中で、令和4年4月1日施行に向け、庁内をはじめとした検討を行うと定めているので、そこを目途に見直し検討を進めてきた。ただ、大事な条例なので、合意形成が図れて市民皆さんで共有できるような条例にしていけないといけない。しっかり議論していただくということも大事だし、一方で、事務方としてはスケジュールも全く無視することはできないので、スケジュール感もある程度イメージしながら議論をしていただきたいということをお願いさせていただいたところだ。

(委員)

このように時間的にタイトになった一番の原因は、やはり支所の廃止問題。我々も当事者でもあったわけだが、どうしても行政側としては、令和4年度からという思いが強く、実際に支所設置条例自体は非常に詰まった段階で成立した。新市建設計画については前々から決まっていたことなので、やはり支所の問題が一番大きかった。どうしても令和4年度4月からという思いの中で、自治基本条例がどうも整合性が取れなくなってくる。それを何とかしたいという思いが非常に強かったのだろう。その中で、そういうことが起こっているのではないか。だから、とりあえず支所のスケジュールとこれをどういうふうに合わせていくか、無理に合わせなくても、現行で対応できる部分については対応して、大事なことはこの条例の議論を深めて、良いものを作っていくことなので、そこに重点を置いた方が良いのではないかと思います。

(委員)

この①の人権の問題で、部落差別をはじめとするという文言を入れるか、入れないかということは大事なことなので、意見がこれだけ分かれて、皆さん、考え方があられるわけなので、これは、一旦、委員の意見の通りにするのが妥当かと思う。極端な話、この数行の部分を入れる、入れないということが決められないということで、3年で



も5年でも10年でも、入れられなくても良いと思う。なぜ、ここまでみんなで論議しているか、全員一致まで至らないけれども、こんなに議論を重ねているかということは、大事な問題であれば、10年でも20年でも続けたら良いと思う。その間に、学校の人権教育や、伊賀市役所がやっている人権研修について、本当に内容がそれで正しいのかどうか、差別をなくすことに繋がっているのかということを検証していけば良いと思う。3年たっても4年たってもここ入れられないという期間に、そういうことをみんなで真剣に取り組んだら良いと思う。

(事務局)

第3条は基本理念なので、見直しの検討の中でも整理してきたことだが、本来、ここは不変的なものであるべきだということであると、都度変えるものではないと思っている。見直しの検討は大事だと思うが、ここを直すのであれば、またもう一度改正するということはあまり想定しない方が良いと思う。ただ、一方で、条例第58条で、4年を目途に社会情勢等に応じて施行状況を勘案し検討するとなっていて、この条例自体が形骸化しないようにすることを定めているので、条例の内容に即したまち作りが進められているのかという点検と、条例の見直し検討の両方が必要だと思うし、ただ、基本理念についてはみだりに変えるものでもないと思っている。相反することになるかもしれないが、そういったことをおさえながら、第3条についてしっかり議論いただけたらと思っている。

(会長)

では、皆様からご意見いただいたところなので、これは、副会長、そして委員の皆様からご了解、ご了承賜ればということだが、この人権の規定についてはこれまでの伊賀市の人権問題への取り組みについては委員の皆様ご理解賜ってきたところだと思うし、また、人権についての規定を自治基本条例の中に盛り込んだらどうかということについては、大方のご賛同いただくところなのかなと考えている。それは、パブリックコメントでも人権の規定は要らないというようなご意見はなかったかなと思うので、そこは大方ご賛同いただいているところだと理解している。ただ、大方、人権の規定を入れるということについてはご賛同をいただけるものと考えて、今回の検討対象、見直しの対象になっているというふうには理解しているが、ご意見いただいていたように、では、どのような文言表現でこれを定めたら良いかということについては、多様なご意見があり、また、十分な議論、審議が尽くされていない。この委員会としてもそうですし、また、市民の皆様にも、今、こういうことが審議されているということを知っていただくことや、その上で、ご意見を賜ることもまだ十分にできていないということについては、委員の皆様からご指摘いただいたとおりに思う。ですので、これは、やはりまだ急いで改正の項目にするというには機が熟していないと考えるべきで、継続して審議を続けていくということが、たくさんの委員の皆様にも共有し

ていただいている考えかと思う。

答申だが、パブリックコメントをもう実施しているので、何もこの点について記載しないということはないかというふうに思っている。ですので、ここは、正直にどういふ文言にするかということについては、特定の差別の原因を例として記載すべきだというご意見と、そうではない、すべきではないというご意見があった、両論があったということについては、審議会の意見としてもパブリックコメントとしてもそうだとすることについては、記載していただくのが良いのではないかと考えている。その上で、引き続き、市民の皆さんの意見を聞きながら、また、必要であれば専門の見地からどのようにこれは考えたら良いかということについても、ご意見等をいただきながら、引き続き審議していく。そのような意見が多数寄せられたということ答申に記載する。そのような形でまとめていったらどうかと考えるが、委員の皆さん、副会長いかがか。

(委員)

専門の見地もあって、専門的じゃない一般市民の意見で、8万何千人というのもあってだったら専門の見地があっても良い。

(副会長)

このパブリックコメントは、まだ私も詳細には読んでないが、例えば、14番や、26番で、具体的な条文案を提起していただいている方もいる。その条文案をここで議論するかどうかということは、もう一度考える必要はあるだろうと思うが、今まで伊賀市が進めてきた様々な施策について、本当に効果があったのかどうかということを検証しながら、そして、自治基本条例で人権を謳う時にはこんな条文が良いのではないかというようなことを、市民の皆さんと一緒に、そして、専門的な見地から議論する場が別途あるのであれば、そちらの方でもご議論していただければというふうには思う。ただ、今回、拝見していて、こういう形で具体的な提案をお寄せいただいているということはすごく貴重なことだと思うので、これをここで議論するかどうかは別として、賛成、反対もさることながら、具体的な提案があったということも今回、もう少しここでも議論を深めなくてはいけない理由の1つとして挙げておいても良いのではないか。そのようなことを思っていて、引き続き議論をしていくということについては賛成する。

(会長)

委員の皆さん、ご意見等いかがか。

(委員)

人権審議会等との調整は図られているのか。

(事務局)

今回お示しさせていただいている案は、前回の総合計画審議でも議論を一定していただき、改正案をまとめてきたが、その過程で、市役所の中の色々な部局とも広範囲に関わるので、他の部局の皆さんとも相談しながら文面の案を練り上げていっている。その文面を練りあげた案を審議会の中でも見てもらいながら、ここまでこぎつけてきたというところなので、それぞれの部局の方で色々な声を聞きながら、どういう言葉が良いかということと一緒に考えてきたということだ。

(委員)

調整だけをお願いします。

(会長)

重要なお指摘だと思うので、よろしくをお願いします。

(委員)

今回は、支所問題や、新市建設計画の関係で、まずは、一部改正をするという話だったと思う。一部改正は、整合性をとるような形で文言の修正ということが前提だったと思うが、その中に、総則の基本理念が入ってしまっているということは、私も違和感がある。基本理念があって、そこから積み上げていくという話だと思う。色々な話の中で基本理念というのは、自ずと形作られてくるものでもあると思う。ですから、一部改正の時期に、基本理念を触ることが少し私としては、違和感というか疑問に感じる。そのあたりはどうなのか。

(事務局)

ご指摘のところもあるかと思う。ただ、この議論を積み重ねていく中では、この部分について一定合意が図られて、改正できるのではないかという議論の中で改正案としてこの審議会でも見てもらい、パブコメも取らせていただいたところ、様々なご意見があったということを受けとめている状況だ。

(委員)

私が意見を述べさせていただいたのが、今も議論されているように、現行の基本理念に1項目を増やすわけで、なぜ1項目を今、増やさなければならないのか、この増やすことの中身を私は言わせていただいているので、今、たくさんの委員さんが言われているように、基本理念として出すならば、このままで置いておいて、中へ入れるその条文の項目については、これから議論するというようにするべきだと思う。第1項に新たに入れようとするのに、この条文については、これだけ差別事象が多様化さ

れている中で、なぜこのことだけが突出するのかということで、私は意見を言わせていただいたので、今、委員が言われたように、そのままにして、あとはまたこれからの審議の中で加えていけばどうかと思う。

(委員)

今回はやはり、喫緊の課題に対して部分改正に留めるのであって、それ以外については、保守的になっても良いのではないかと思います。ですから、①の項目については今日もう1時間ほど議論しているが、まだ、事務方と平行線のような気がするので、基本的人権の観点では原則変更しないということなので、今回は、置いておいてはどうか。

(委員)

要は、私たちが大切にしないといけないことは、条例の実効性の担保だ。何か文言があって、それだけを決めるのではなく、成果、実績の積み上げで自ずと何をやらなくてはいけないのか見えてくるのではないかと。何もやっていない状態で文言だけ先走りだと思う。やはりそれは実を伴わないし、誰も実感しない。少しずつ目の前にあるもの、実態を私達が知った上で、それを検証することはすごく大切だと思う。何が問題あるのか実は私も分からないし、実態も見えないし、では、ここでまな板の上に乗せてみてから、この文言をどうしたら良いのか決めていくようにすれば良いと思う。

(会長)

基本理念は、自治基本条例の見直しの個々の項目について検討して、その上で果たして基本理念の見直しまで必要なかどうか含めて審議すべきではないかというお考えを皆さんからいただいたと思う。また、パブリックコメントでも基本理念の順序を入れ替えたかどうかとか、あるいは、実態に果たして即しているかどうかということについてのお考えを具体的に示していただいているような意見もあるかなというふうに思うので、今回は人権の視点をどう入れるかということについての項目で検討していただいたが、その基本理念全体含めて、今後引き続き見直し検討を進めていくというようなことにさせていただくのも良いかと思う。

では、この点については皆様お考えを共有してくださっているかなと思うので、後ほど、また答申についての事項で再確認をさせていただくことにして、その他の項目についてもご検討賜りたいと思う。

## ②新市建設計画終了に伴う条文削除

(第26条第1項第1号、第30条第1項第1号、第35条第1項第1号)

(会長)

②の新市建設計画終了に伴う条文削除。これは、実態との関係で自治基本条例の条文が整合性を欠いている典型的な箇所かと思う。また、パブリックコメントにおいて

も、特にこの点について、何かご意見があるということでは必ずしもなかったと理解している。この点について、ご質問、ご意見あればお願いします。

(委員)

この26条については、整合性がとれないこの1号について外すが、それ以外の文言についての検討は今後なされるのか。

(会長)

おっしゃる通りだと理解している。26条のその他の条文については、今回の検討の対象にしていないので、必要であれば見直しを行うし、また26条の2のことについてもパブリックコメントでご意見いただいているが、その点も今回の審議の対象とはしていないので、継続して審議すべき論点だと理解している。

(委員)

パブコメで26条の2の意見があったが、削除された文言と削除された経緯について、次回資料として示していただきたい。

(会長)

パブリックコメントでいただいた意見なので、いずれ、当審議会でも検証が必要かと思うし、それに先立ってこの間、過去、自治基本条例の見直しがどういう経緯で進められてきていて、その26条の2の規定の取り扱いについて、どのような経緯があったかということについては、委員の皆様と共有させていただくのが重要だと思うので、これは早いうちに資料提示、資料提供いただくのが良いかと思う。

(事務局)

早急に資料は提供させていただくが、26条の2で、どのようなことを盛り込もうとっていて駄目だったかといところを説明させていただくと、26条で住民自治協議会の権利の部分が謳われているが、責務の部分が足りないなというようなことで、26条の2に住民自治協議会にどのような役割と責務があるのかということの規定しようということで、議会にも諮らせてもらった。平成24年の改正時に、改正案の中に盛り込まれていたが、もう少し議論が必要ではないか、また、機が熟していないというような趣旨で、その部分は削除された形で修正がなされ可決いただいた。この部分について、もう一度改めて入れていくか、入れていかないかということを考えていったらどうかという意見をパブコメでもいただいたということだ。

(会長)

この②新市建設計画終了に伴う条文削除についてはいかがか。

—異議なし—

(会長)

これは文字通り新市建設計画の終了に伴い、実態にそぐわなくなっている状況について技術的に削除するということについて、「妥当」というような形で答申を取りまとめる方向で進めたいと思う。ありがとうございます。

### ③新たな視点（総合計画、広域連携）

(会長)

では続いて③新たな視点として、今回の改正で見直しという形ではなくて、新規に盛り込む総合計画や広域連携についての規定について質問、意見あれば、願います。

(会長)

実態にそぐわなくなっているというよりかは、伊賀市を取り巻く新しい状況に適切な対応を図るための条文の追加ということになるかと思う。資料2の4ページを閲覧いただきたい。資料2の4ページの第6章にある49条、50条の追加についてご審議いただいている。49条、総合計画については、これまでで言うと地方自治法に大元となる根拠の条文があったが、地方分権の観点から計画の義務づけについては、国の法律で市町村に対しての計画の義務づけはいかかなものかということで、削除された。ただ、伊賀市のまちづくりの重要な計画であることには変わりないと思うので、それを法律では根拠規定が削除になっているので、自治基本条例に根拠規定を置くことが適切ではないかということで、49条についてはご提案いただいている。また、50条については、定住自立圏をはじめ、伊賀市においても様々な広域連携の取り組みをこの間進めてこられ、それも伊賀市のこれからのまちづくりにとっては重要な点だということで、新たな追加として提案いただいている。

(事務局)

事務的な話になるが、先ほどの26条の2でも「〇条の2」という表記があったように、条文を挿入すると以降の条番号がずれる。今までの条文で覚えている馴染みもあるし、これからも見直し検討が引き続きあるので、表記として新たに条番号を起すのか、「〇条の2」という表記にしていくかについては、法務部局と相談させていただいている。

(会長)

何条にするかという技術的なことについては、この審議会で中々結論を出すということが難しいかと思うので、大きな方向性について、もしご異論ないようならお認め

いただければと思うが、いかがか。

—異議なし—

(会長)

よろしいか。それでは総合計画、広域連携といった新たな視点を盛り込むことについては、伊賀市を取り巻く現状からして「妥当」ではないかという形で答申をとりまとめる。そういう方向でさせていただければと思う。

#### ④支所に関する規定（第33条、第37条）

(会長)

続いて、④支所に関する規定について、審議をさせていただく。これについてご質問、ご意見あればお願いします。

(委員)

37条の件だが、ここにも書いてあるように、地方自治法155条の1項に基づく支所ではない。155条の1項に基づく支所は総合支所ということも理解しているが、それぞれの地域に支所を残すということで、4月1日から新たな体制で支所が運営されるということだが、支所の業務内容と、それに関連するそれぞれの自治協、まちづくり協議会、市民センターの関連する業務がいまだきちっとされてない。自治協にも理解されていないし、行政からの説明もきちっとしたものがない。中身は、実は市民センター職員は、地域づくり推進課の職員、新たに配備される生涯学習支援員は教育委員会の職員だ。1つの事務所に3人の職員がいて、それぞれ配備される上部機関が違う。これは市が管理する、また、それぞれの自治協が運営する中では非常にやりにくい。これをきちっとした中でこの37条をきちっと進めていくというふうにしていきたいし、しなければならない。今、伊賀市の自治協の中で、旧の上野市の自治協は当初から3名体制で行っていたが、郡部の自治協については、生涯学習支援員の方を1名増やすという中で、新たな自治協活動、市民センター活動をしていきなさいということがあがるが、どうも、それぞれの市民センター、自治協の中では大変な思いをしているようだ。指定管理を受けたところについては、それぞれ事業をするのは、住民自治協が指定管理を受けてやっていくので問題はないが、以前のままの、市民センター職員と、また、生涯学習支援員の体制でいくところについては、非常に問題が多発している。そのあたりをくみ上げていただいて、指導もきちっとするという中で、この条例を整備していかなければならないと思うが、いかがお考えか。

(委員)

私も非常に困惑しているのは、行政部局と教育部局の、系列の違う職員が一堂に会

し、同じ目的を持ってする。理念では分かるが、給与体系も違えば、勤務体系も違う中でどういうふうに運営したら良いのか。それを、この37条で、市の行政部局がどのように指導、監督していただけるかということが見えてこない。自治協のこともしましよと言っているが、それが見えてこないのが非常に残念だ。

(事務局)

市役所の中でも、次年度4月からスムーズに仕事ができないといけないので、そのあたりの業務をどのようにしていくかという話し合いがもたれている。特に組織を決める時の話だと思うので、意見を持ち帰って、そういったところへ返していきたいと思う。

(委員)

37条関連だが、今までの地方自治法155条に基づく支所の場合は設置条例があり、業務内容については施行規則があったが、今回、設置条例は作られるということだが、業務の範囲や内容については市長が別に定めるとなっている。これは、施行規則を作る予定はないのか。

(事務局)

今回は行政組織規則の中の事務分掌で、部の中の課扱いになっているので、支所設置条例に基づく施行規則は作成する予定はない。

(委員)

私たちのまち作り計画については、計画を策定したらそれで終わりというようなイメージが定着してしまっていて、私たちは非常に自己反省をしないといけない件だと思う。自治協、まち協の条項の中にも、いわゆる中間確認や進行管理といったことが必要になると思うので、それは、自戒の念を含めてそうだと思うが、さらに37条では、それを検証する公的な機関といいますか、公的でなくても市の管理が必要ではないかと思う。これについては、この場で協議するのではなく、じっくりと慎重に考えるところだと思うので、今回、提案したいのは、37条の2項を作ってください、その中で自治協の管理監督といったことを、これは強すぎると残念なところではあるが、そういった項目もできる体制に、この条文を今後の検討課題としていただきたい。

(事務局)

今、ご提案いただいた内容だが、自治基本条例中にこういったものを条文として盛り込んでいくのかと言った時に、委員がおっしゃっていただいたことは、かなり行政と自治協の関係の中で、細かいことになってくるのかなと思う。考え方としては、おっしゃることはよく分かるが、具体的にそれを決めることについては、例えば、先ほ



ど申し上げた行政組織規則であるとか、あるいはまた違った部分で、決めていくということが必要ではないかと思う。だから、自治基本条例の中に、事細かなそういうところまで明記していくのかどうかということについては、当然、議論も必要だが、この条例の性格からすると、別のところで何かの規定をしていく方が良いのではないかと思う。

(委員)

その意図は、この4月から自治協、まち協を支援する支援員が各支所に1人配置される。その方々の権能については、市長の考え方で良いが、私たちの中では、検査員なのか協力員なのか、協力員と聞いているが、やはり、私たちの自己チェック機能と、行政のチェック機能も必要ではないかという意図だ。

(委員)

今の質問にも関連するが、例えば、住民自治協議会の機能のチェック。逆に、支所、今の支所は本庁の部局と違い、かなり住民と密接になっているはずだから、その支所の機能についても、時々検証していく必要があるのだろうと思う。先ほど、施行規則について質問したのは、そういった部分については、やはり施行規則なりを作って、住民自治協議会、あるいは支所の機能チェック体制をどこかに明記しておく必要があるのかなという気がしたので、あえて質問させてもらった。確かに事務方については、伊賀市は規則だが、普通は組織条例、事務分掌規程があるのだろうと思うが、そういったところにはそこまで具体的なことは明記できないので、そういった部分について確認させていただきたい。

(委員)

委員のおっしゃった、37条の下に自治協の管理監督的なことも加えるという意見の時に、条例の中にこと細かいことを入れるべきでないという話があったが、住民自治協議会の方に住民自治をどんどん任せていき、住民が地域で活躍してもらおうという趣旨で進んでいると思うが、どこかで行政がこういうことだけは絶対にならないようにという、何か担保が必要だと思う。住民自治や、そういう組織を、上から下りてくるお金だけではなく、会費、あるいは、自分たちでお金を稼ぐような方法も最近見出されてきているが、何を運営するにしてもお金が必要になってくる時に、良い意味で地域を支援してくれる、民間の企業が寄附してくれるものは問題ないと思うが、多大な人件費や色んな利権を、住民自治協の役員と結託して、自治が乗っ取られるようなことも絶対に防がないといけないと思う。それが、条例に書くのか、規則に書くのか、どちらかの担保は必要だと思う。どんな方法でも結構だが、住民自治協、自治会の役員が一部の企業と結託して、その地域が乗っ取られるようなことだけは目を光らせなくてはならない。その適切な方法については、また論議すれば良いと思う。

(会長)

重要なご指摘なので、この後、事務局からまとめてご回答いただきたいと考えているが、審議会の審議事項として少し整理をさせていただきたい。私どもの審議会で、この後、住民自治協についての条例を別立てにしていくかどうかということが重要な審議事項として控えている。ただ、この点こそ、慎重な審議が必要なことであって、今回、急いで検討、答えを出すような問題ではないということで今後の検討課題と位置づけている。なので、今、条例かそれとも施行規則なのかというところで議論しているが、これは、本来は自治基本条例なのか、それとも個別条例、組織条例なのか、あるいは規則かそれ以外なのか、その次元で議論すべきことだと思う。この次元での議論は今後しっかりと根詰めて、皆さんで意見を交わしながら議論していきましようということになっているので、また、その際に多様なご意見を伺えればと考えている。その上で、事務局から回答をお願いする。

(事務局)

参考資料2を見ていただくと、今までどんなことを議論してきたかということ、前回の総合計画審議会の中での論点も含めて整理させてもらっている。1ページの(2)にそのあたりのことが書いてある。1ポツ目に、先ほどの26条の2の話、パブリックコメントでもあったような話で、前にも審議会でも自治協の権能や責務について改めて見直さないといけないという話が出ていたかと思う。それから、4ポツ目に支所の37条の規定については、支所のあり方検討という別の場で検討作業を進めながら、この条例の中でも反映していくという整理をしてきた。最後のところで、第4章に関しては、しっかりともう少し見直しが必要だということで、基本的なことはこの条例の中に載せていかないといけないが、細かい手続きのことや、細かいルールの中でこの自治基本条例の中に載せすぎているのということもあるので、そのあたりを別条例にするといったことも検討が欲しいのではないかということが、今まで議論としてまとめてきたところだ。

(会長)

ご説明あった通りで、これから別条例にするかどうか、別条例を定めるとして、どのような条例になるのかということについては、やはりそれと自治基本条例をどのような関係で構築していくのかということで重要な点だと思うので、今後どのような別条例が考えられるのかということも含めて当審議会で審議対象となっていくかなと考えている。今回の改正について、支所については、支所設置の大元の根拠となるものを自治基本条例の中に明確にしておく。しかもそれは、今回支所設置条例が制定されたので、それに文言を合わせるような形で置いておこうというような、自治基本条例の見直しとしては、形式を合わせるというような提案を事務局からいただいて、あ

まり実質的なところまで審議した上での提案ということは、今後ということになるかと考えている。今回は、支所設置条例が制定されたことを踏まえて、自治基本条例の中にも、その支所の大元の根拠を支所設置条例に合わせるような形で置いておく。この提案の仕方についてももしご質問、ご意見あればお願いしたい。

(会長)

今回の④支所に関する規定の提案については、支所に関しての別の場での検討や、それに基づいて支所設置条例が制定されたことを受けての改正として、「妥当」ではないかという形で答申案を取りまとめさせていただければと思うが、いかがか。

—異議なし—

(会長)

ありがとうございます。

## (2) 答申について

(会長)

では改正案について、ご審議いただいてきた。事項(2)の答申についても、概ね大きな方向性については、(1)の議事に取りまとめさせていただきながら、審議を進めさせていただいたところだ。再確認だが、まず、人権の視点については、審議会での意見、また、パブリックコメントでの意見を両論併記、さらには副会長から提案いただいたように、具体的な条文の案についての提示等もあった。そうした形で、どのような形で市民の皆様、また審議会の皆様からご意見いただいたかということ、代表的な意見をピックアップするような形になるかと思うが、ある程度忠実な形で答申案の中に示すような形が適切かなと思う。その上で、人権の規定を何らかの形で定めるということについては、概ねの方向性として皆様にご了解いただいているかなと思うものの、ただ、その文言をどのように定めるかということについてはまだまだ審議が必要だということだと思うので、市民参加を図りながら、また専門的見地からの意見等も受けて、今後引き続き検討していく。それが適切ではないかという形の答申をまとめてはどうかということだったかと思うが、委員の皆さんいかがか。

—異議なし—

(会長)

よろしいか。続いて、②新市建設計画終了に伴う条文削除については、文字通り、新市建設計画が終了したことに伴う改正として、妥当。そのような形で答申を取りまとめるということだったと思うが、委員の皆さんよろしいか。

—異議なし—

(会長)

続いて、③新たな視点、総合計画、広域連携については、近年の伊賀市の自治を取り巻く状況の変化に合わせた改正ということで概ね妥当ということでご議論いただいたと思うが、いかがか。

—異議なし—

(会長)

最後、④については、先ほどからお話いただいているように、今後、自治基本条例とそれから組織条例、さらには規則だとか、その他の法形式でどのように整理していくのかということについて、じっくり審議しなければならない。このことについては、議事録の中にしっかりと書き留めさせていただきたいと思う。今回の④の支所に関する規定については、支所に関して別の場で審議いただいてきて、その結論が導かれたことを踏まえた形で、支所設置条例が制定されたことと合わせた条例改正として妥当ということで答申取りまとめではどうかということでご意見いただいたと思うが、いかがか。

—異議なし—

(会長)

ありがとうございます。では、答申についてだが、本日中に文言を皆様にしっかりとした形をお示しする形でご覧いただくことは難しい状況にある。もしお願いできれば、答申の文言、先ほどご議論いただいたことや、また、お示しさせていただいた方向性等を守って取りまとめる心づもりでいるので、最終的な文言については、副会長とそれから会長に一任いただければありがたいと思うが、いかがか。

(委員)

やむをえないと思う。

(会長)

では、副会長、会長に答申の文言についてはご一任いただいたことにさせていただく。ありがとうございます。また、答申の取り扱いだが、本来であれば、市長に手渡しさせていただくところだと思うが、コロナの状況もあるので、今回は事務局に提出させていただく形をとって、事務局から市長にお渡しいただくというような形でさせ

ていただきたいと思うが、これについてはいかがか。

(委員)

結構だと思うが、事前に私たちはどんな形になったのか、会長、副会長に一任させていただくが、私たち全員の合意というところを確認するために、メールなり文書でいただきたい。

(会長)

事務局、それでよろしいか。

(事務局)

会長は今日の審議の内容を踏まえたものを十分書いていただけたらと思うので、例えばメールやFAXで皆さんにお送りさせてもらって、それで手続き的に進めれば良いが、仮の話で、少しここを直してほしいとなると、それはやはり皆さんの合意も欲しくなってくるようなことにもなるかと思う。それならば、例えば、今少しお待ちいただければ、今日ご議論をいただいたことを、メモ程度になるか分からないが、我々と会長、副会長で作業して、皆さんに見ていただく方が良ければ少しお待ちいただきたい。

(委員)

そうではなく、出すものの内容を一応見たいということだろう。

(事務局)

それはもちろん、させていただきます。

(会長)

そんな形でよろしいか。私と副会長で責任を持って取りまとめさせていただき、公にする前に一度委員の皆様にご確認いただく。そういう手順が必要だというご意見いただいたと思う。答申を市長に手渡しすることになれば、報道等も入るかもしれない、市民の皆様にご覧いただく良い機会になるかと思うが、今回事務局から市長にお渡しいただくということなので、どのようにそれを市民の皆様にご覧いただくかということも含めてご検討いただくと良いと思う。

(会長)

全体を通して、委員の皆様からご質問、ご意見あるか。

(委員)

繰り返しになるが、パブリックコメントを書いていた方に、可能であればこの①の人権の問題について、特にこういう論議があったと答申にも書かれると思うが、パブコメに対して、参考にしますだけではなく、大事な問題については、審議会と一緒に論議するような方向性というのは、持てるのであればそういうことも考えていくということ考えた上で返答してほしいと思う。

(委員)

自治協、まち協の私たちの自戒として、パブコメの中にあった自治協の会長、役員から運営委員会に降りているのか、運営委員会から会員に降りているのかという少し強めの口調の言葉があった。これは、私は自戒すべきでそれについてはコロナであるうが、色々な運営委員会の中で十分話をしていけないし、それは組織として自治協組織としていくが、市としては、全体的な中で、私たちとは別のチャンネルで、広報等があるかと思うので、そっちの方もしていただくと、両方で市民に周知を図っていけるのではないかと思うので、お互いに努力したいと思うのでご協力お願いします。

(委員)

先ほど、住民自治協議会の条例の話があった。非常に大事なことかと思う。私たちは直接関わっているわけだが、元々その意図するものが自治基本条例によって住民自治協議会はできているが、その次に何があるかという、それぞれの自治協の規則しかない。自治協とはいったい何をするのか、どんな活動するのかということが、その会によってもバラバラになっている部分がある。ここは協議体なのか、事業体なのか、いったい何をするのか。それにつけても、この権能を見ても、これだけしか権能は無いし、あるいは包括交付金で入ってくるお金も非常に少ない。力も金も人もないという状況の中で、いったい自治協とはどんな活動したら良いのか少し分からなくなっているという状況は確かにあるので、そういったことも含めて自治協のあるべき姿が、どんな活動をするものなのかということ、できたら、そういう条文なり条例なりを作ってください、明確化していただくと非常にありがたいことかと思う。それが住民自治の活動に関連してくるので、そのあたりのことをご検討いただけたらと思う。

(会長)

先ほどの役割と責務等にも関わってくる部分だと思うので、今後、必ず審議の対象になるかと考えている。あとは、市民参加、あるいは自治協での周知や議論については、委員の皆様から強いご要望もおりかなと思うので、先ほど事務局からご紹介いただいた付帯意見として、自治協での議論や市民参加等を踏まえながら、審議を進めていただきたいというようなことは付けると良いかなと思うので、そちらもあわせて、事務局と一緒にさせていただきたいと思う。

—その他、審議会の運営に関して—

- ・委員補充についての意見あり
- ・審議会の傍聴（市民参加）についての意見あり

（会長）

全ての審議事項を終えたので、事務局に進行をお返しする。

（事務局）

岩崎会長ありがとうございました。事務局から報告事項は何点かあるので、少しおまちください。

（事務局）

ありがとうございました。今日の議論を踏まえながら、会長、副会長におまとめいただけたら、答申という形で受け取らせていただき、その答申内容を尊重しながら2月22日から始まる議会にむけて自治基本条例改正案をとりまとめていきたいと思っている。ただ、今回まだ積み残しになっている課題があるので、それについてはまた次年度以降も引き続きご審議いただけたらと思っているのでよろしくお願いします。あと、今日の審議の中で、資料提供を求められたりした部分については我々の方で精査させていただき、早急に対応させていただきたいと思う。

## 閉 会

（事務局）

それでは、これで本日の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。